



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

832	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
833	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	2
834	〃	(〃).....	2
835	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	2
836	〃	(〃).....	3
837	〃	(〃).....	3
838	〃	(〃).....	4
839	〃	(〃).....	4
840	〃	(〃).....	4
841	〃	(〃).....	5
842	〃	(〃).....	5
843	〃	(〃).....	5
844	〃	(〃).....	6
845	〃	(〃).....	6
846	和歌山下津港雑賀崎地区における港湾環境整備施設の使用料の徴収事務の委託	(港湾空港振興課).....	7

告 示

和歌山県告示第832号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和2年7月6日まで縦覧に供する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年6月5日

2 名称

特定非営利活動法人消費者サポートネット和歌山

3 代表者の氏名

赤井カホル

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市西高松二丁目6番34号

5 定款に記載された目的

この法人は、一般消費者に対して、消費者問題に関する苦情相談、消費者トラブル解決の支援、啓発講座・消費者教育、消費生活に関する情報提供に関する事業を通じて、消費者の権利の確立及び消費者

の自立を支援することにより、消費者が安心・安全な生活を営めるような社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第833号

令和2年和歌山県告示第678号（以下「告示第678号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を高野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

阪本義彦
阪本眞智子
東行男
河内淳二
谷畑庄吉
阪本孝義
阪本壽子
橘高康人
阪本江美子
泉井真穂
松岡愛子
草田彬成

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第678号のとおり

和歌山県告示第834号

令和2年和歌山県告示第724号（以下「告示第724号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

前田すみれ
西浦常三
津本傳助

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第724号のとおり

和歌山県告示第835号

和歌山県和歌山市中之島・黒田・納定・新在家の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市中之島・黒田・納定・新在家の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市中之島・黒田・納定・新在家の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第836号

和歌山県和歌山市狐島・島橋東ノ丁の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年2月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市狐島・島橋東ノ丁の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市狐島・島橋東ノ丁の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第837号

和歌山県和歌山市大谷・善明寺・園部の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和元年12月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市大谷・善明寺・園部の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市大谷・善明寺・園部の各一部地区

5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第838号

和歌山県和歌山市園部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和元年12月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市園部の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市園部の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第839号

和歌山県和歌山市西田井・小豆島・田屋の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年2月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市西田井・小豆島・田屋の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西田井・小豆島・田屋の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第840号

和歌山県和歌山市禰宜・井ノ口・和佐関戸・和佐中の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市

- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年2月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市禰宜・井ノ口・和佐関戸・和佐中の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市禰宜・井ノ口・和佐関戸・和佐中の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第841号

和歌山県海南市原野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年2月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市原野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市原野の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第842号

和歌山県有田市箕島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市箕島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市箕島の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第843号

和歌山県新宮市大峪・檜山の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月25日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市大峪・檜山の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市大峪・檜山の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第844号

和歌山県有田郡有田川町大字川合・二澤・北野川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から令和2年1月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字川合・二澤・北野川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字川合・二澤・北野川の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年6月5日

和歌山県告示第845号

和歌山県和歌山市太田・出水・加納・松島の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年2月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市太田・出水・加納・松島の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市太田・出水・加納・松島の各一部地区

5 認証年月日

令和2年6月5日

和歌山県告示第846号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山下津港雑賀崎地区における港湾環境整備施設の使用料の徴収事務を雑賀崎地区連合自治会長寺井節次に委託し、平成22年和歌山県告示第420号（和歌山下津港雑賀崎地区における港湾環境整備施設の使用料の徴収事務の委託）は、廃止する。

令和2年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸